

第百九十七回
国会

参議院議院運営委員会會議録第七号

平成三十年十一月二十八日(水曜日)
午前十時三十七分開会

委員の異動

十一月二十日

辞任

小川 克巳君
徳茂 雅之君

補欠選任

塚田 一郎君
磯崎 仁彦君

十一月二十一日

辞任

磯崎 仁彦君
こやり隆史君
佐藤 啓君
塚田 一郎君

補欠選任

徳茂 雅之君
自見はなこ君
舞立 昇治君
小川 克巳君

十一月二十二日

辞任

進藤金日子君
舞立 昇治君
櫻井 充君

補欠選任

有村 治子君
佐藤 啓君
藤田 幸久君

十一月二十六日

辞任

有村 治子君
藤田 幸久君

補欠選任

進藤金日子君
櫻井 充君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

末松 信介君

足立 敏之君

磯崎 陽輔君

大家 敏志君

里見 隆治君

宮崎 勝君

委員

白 眞勲君

櫻井 充君

田村 智子君

東 徹君

今井絵理子君

小川 克巳君

小野田紀美君

佐藤 啓君

自見はなこ君

進藤金日子君

徳茂 雅之君

藤木 眞也君

松川 るい君

松村 祥史君

竹内 眞二君

斎藤 嘉隆君

眞山 勇一君

磯崎 哲史君

浜口 誠君

木戸口英司君

伊達 忠一君

郡司 彰君

野上浩太郎君

左藤 章君

鈴木 淳司君

平口 洋君

大口 善徳君

事務局側

事務総長

事務次長

議事部長

委員部長

記録部長

警務部長

庶務部長

管理部長

国際部長

郷原 悟君

岡村 隆司君

小林 史武君

木下 博文君

大蔵 誠君

金澤 眞志君

金子 眞実君

宮崎 一徳君

鈴木 千明君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○検査官の任命同意に関する件

○個人情報保護委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

○地方財政審議会委員の任命同意に関する件

○公安審査委員会委員の任命同意に関する件

○中央労働委員会公益委員の任命同意に関する件

○裁判官訴追委員会及び同予備員の選任に関する件

○検察官適格審査会委員及び同予備委員の選任に関する件

○日本ユネスコ国内委員会委員の選任に関する件

○国土審議会委員の選任に関する件

○国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任に関する件

○国土審議会特別委員の推薦に関する件

○地方制度調査会委員の推薦に関する件

○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会議員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件

○本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(末松信介君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い理事が一名欠員となっておりますので、この際、その補欠選任を行いたいと存じます。

割当て会派推薦のとおり、櫻井充君を理事に選任することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(末松信介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(末松信介君) 次に、検査官、個人情報保護委員会委員長及び同委員、地方財政審議会委員、公安審査委員会委員並びに中央労働委員会公益委員の任命同意に関する件を議題といたします。

内閣官房副長官及び副大臣の説明を求めます。まず、内閣官房副長官野上浩太郎君。

○内閣官房副長官(野上浩太郎君) 検査官河戸光彦君は本年十月二十二日に定年退官となりましたが、後任として岡村肇君を任命いたしましたので、会計検査院法第四条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(末松信介君) 次に、内閣府副大臣左藤章君。

○副大臣(左藤章君) 個人情報保護委員会委員長堀部政男君、同委員会委員阿部孝夫君及び手塚悟君の三君は本年十二月三十一日に任期満了となりますが、堀部政男君の後任として現在同委員会委員の嶋田実名子君を、阿部孝夫君の後任として中村玲子君を、嶋田実名子君の後任として小川克彦君を、手塚悟君の後任として藤原静雄君を任命したいので、個人情報保護に関する法律第六十三条第三項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(末松信介君) 次に、総務副大臣鈴木淳司君。

○副大臣(鈴木淳司君) 地方財政審議会委員堀場勇夫君、植木利幸君、鎌田司君、中村玲子君及び宗田友子君の五君は平成三十一年一月二十五日に任期満了となりますが、鎌田司君の後任として野坂雅一君を、中村玲子君の後任として星野菜穂子君を任命することとし、堀場勇夫君、植木利幸君及び宗田友子君を再任したいので、総務省設置法第十二条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(末松信介君) 次に、法務副大臣平口洋君。

○副大臣(平口洋君) 公安審査委員会委員板澤幸雄君及び川野辺充子君の二氏は平成三十年十二月二十六日をもって任期満了となりますが、板澤幸雄君の後任として外井浩志君を、川野辺充子君の後任として遠藤みどり君を新たに任命したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(末松信介君) 次に、厚生労働副大臣大口善徳君。

○副大臣(大口善徳君) 中央労働委員会公益委員の植村京子君が本年七月二十五日に一身上の都合により辞任しており欠員となっておりますが、杉原麗君を後任として任命したいので、労働組合法第十九条の三第二項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(末松信介君) ただいま説明の人事案件について、これより採決を行います。

まず、検査官の任命について同意することに賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(末松信介君) 多数と認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

次に、個人情報保護委員会委員長及び同委員のうち小川克彦君、地方財政審議会委員のうち星野菜穂子君並びに中央労働委員会公益委員の任命について同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(末松信介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に、個人情報保護委員会委員のうち中村玲子君及び藤原静雄君、地方財政審議会委員のうち堀場勇夫君、植木利幸君、野坂雅一君及び宗田友子君並びに公安審査委員会委員の任命について同意することに賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(末松信介君) 多数と認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

○委員長(末松信介君) 次に、裁判官訴追委員、同予備員、検察官適格審査会委員、同予備委員、日本ユネスコ国内委員会委員、国土審議会委員及

び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任に関する件を議題といたします。

本件につきましては、割当て会派からお手元の資料のとおり申出がございました。

割当て会派申出のとおり選任を行うこととし、その選挙は手続を省略して議長において指名すること並びに裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序を議長に一任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(末松信介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(末松信介君) 次に、国土審議会特別委員及び地方制度調査会委員の推薦に関する件を議題といたします。

本件につきましては、割当て会派からお手元の資料のとおり申出がございました。

割当て会派申出のとおり推薦することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(末松信介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(末松信介君) 次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(郷原悟君) 便宜私から御説明申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、これは、政府職員員の給与改定に伴い、議員秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ改定しようとするものでございます。

○委員長(末松信介君) これより採決を行います。

(賛成者挙手)

○委員長(末松信介君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(末松信介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(末松信介君) 次に、国会議員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(郷原悟君) 御説明申し上げます。

本件は、政府職員の給与改定に準じて、国会職員について同様の措置を講じようとするものでございます。

(以上でございます)

○委員長(末松信介君) これより採決を行います。

本件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(末松信介君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(末松信介君) 次に、本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

○足立敏之君 私は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案につき

まして、本日の本会議において趣旨説明を聴取すること並びにこれに対して公明党一人十分、立憲民主党・民友会一人十五分、国民民主党・新緑風会一人十分、日本共産党一人十分、日本維新の会一人十分の質疑を順次行うことの動議を提出いたします。

以上です。

○委員長(末松信介君) ただいまの足立君提出の動議につきまして御意見のある方は御発言願います。

○白眞勲君 立憲民主党・民友会の白眞勲でございます。

ただいま提出された動議につきまして、反対の意見表明をさせていただきたいと思っております。

本来、この法案というのは、昨日の夜九時四十七分に衆議院から参議院に送付されたものであります。先ほどの議院運営委員会理事会において、急な話でそういう話が出てきました。その関係で我々は原稿も用意もできずにこの意見表明をせざるを得ない状況になっているということに対して、もう極めて遺憾であるというふうに感じておるところでございます。

さらに、この法案の中身につきましても、今朝の報道でも、政府は、今国会で改正案を成立させ、外国人労働者の受入れの新制度を来年四月から始めようとしている。労働力不足のためというが、制度があやふやなまま踏み切れば社会に混乱が生じ、日本人と外国人双方の人権が損なわれる事態になりかねない。こういう世論というものが、こういった代表した世論が私は社会にあるんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、慎重審議を我々は衆議院から主張してまいりましたけれども、こういういきなりなやり方というのは極めて問題があるというふうに考えているところでございます。

そういう観点から、今回、我々としましては、しっかりと議論をするためには定時定

刻でやるべきであり、そしてそのために、衆議院での議論を踏まえた形で、議事録をきちっと精査した上で、良識の府参議院としての矜持をきちっと示すべきではないのだろうかというふうに思っております。

さらには、最近の与党・政府のやり方は非常に乱暴過ぎるということも私は一言申し上げたいと思っております。

カジノ法案、先国会のカジノ法案でも、災害において、まだ災害が続いているさなか、七十二時間もたっていないさなかにカジノ法案を、国土交通大臣、これ災害担当大臣を同席させて議事進行させてしまいました。

我々は、そのカジノ法案については反対ではありますけれども、しかし、それにしても議論はしましよということ、慎重審議をしていこうじゃないか、今急いでやることないじゃないかと、いうふうな主張したにもかかわらず、どこか意図的に知らせられなくても、そういうことをどんどんやっていると、これに対して私たちが本当におかしい話だと思っているところでございます。したし、また、今回の件も、今回は我々も外国人労働者の受入れについては反対ではありません。

しかし、しっかりとその辺りの議論をしていこうじゃないかということ、これを主張しているにもかかわらず、それを聞き入れない与党・政府のやり方というのは非常に、非常に問題があるということを申し上げたいというふうに思います。

したがって、本日の議事に、その動議、私たちも反対ということで意見表明をさせていただきます。

以上でございます。

○櫻井充君 国民民主党・新緑風会の櫻井充でございます。

国民民主党・新緑風会として、足立理事の動議に対して反対の立場から意見表明をさせていただきます。と、そう思っています。

人手不足であることはよく分かっています。外国人労働者にもう頼らざるを得ないような状況であることもよく分かっています。特に、私は被災地宮城県の出産です。被災地から人材が流出して、もう地元からは、外国人労働者の受入れを早く決めてほしいと、そういう要望も受けています。

我々は、外国人労働者の受入れに対して決して反対ではありません。しかし、不明な点が多くに多過ぎると、そう思っています。

この外国人労働者の方々の身分は一体どうなるのでしょうか。これまで多くの方々が失踪されてきていますが、低賃金であったり、それから労働環境が悪かったり、様々な問題があります。こういうことについてきちんと議論がなされたのか、納得いくような回答が得られたのかというと、必ずしもそうではありません。

外国人労働者の方が入国されることになって、地方の人手不足は本当に解消されるのでしょうか。衆議院で修正していただいて一応手だては取られましたが、具体的にどういうふうになれるのかは全く分かってきておりません。

社会保障の問題は、どうでしょうか。外国人の労働者の方々が来られた際に、今度は、自国に残っていらつしやる配偶者の方、子供さん方、こういう方々は日本の医療保険制度を受けることが可能になります。今の日本の医療保険制度、財政が逼迫している中で本当にこれを認めていくのでしょうか。

様々な問題がある中でそういう議論がなされておられません。私は、きちんとした議論を行うべきだと、そのことだけ常々申し上げています。今のようないくつをやり続けていたら、言論の府であるこの国会は本当に死んでしまうことになるんだろうと、そう思います。

質問通告の時間が僅かしかありません。そして、質問通告をした後、官僚の皆さんがこれから

答弁を書かれる時間も本当に僅かしかありません。こういうことをやっていって本当に十分な質疑ができるのでしょうか。十分な答弁を書いていただけるのでしょうか。私は、問題が多過ぎると、そう思っています。

何も我々が野党だから抵抗しているわけではありませぬ。

日程で、今まで決まってきたことは一体なぜなのかという、前日の、委員会であれば十二時でしょうか、本会議だと二時なのかもしれないが、そこまでに通告してくれということ、要するに、ちゃんとした答弁書を書くために私はその時間があるんだろうと、そう思っていて、そういうことをきちんと守っていきましようねというのがこれまでの参議院だったと、そう思っています。

私がこの五月から理事をやらせていただいていた、前日の、要するに水曜日の本会議であれば、火曜日の理事会ではなくて月曜日にやってほしいと、そうお願いしているのも、その前日までにはちゃんと通告しようかと、官僚の皆さんの夜なべもなくして、そしていい答弁をしていただきたという思いでやってきているだけの話です。

どうぞ与党の議員の皆さんにもお考えいただきたい。こんなことをしていただくと国会は本場に駄目になりますよ。我々国会議員が本場に官邸の下請になつていついていいんでしょうか。そのことを是非お考えいただきたいと、そう思っています。

今回の根本的な問題は、我々野党が、早くに国会を開会すべきなんだと、これは震災の影響もあつて補正予算を早くに組まなきゃいけないんだ、そういうことでした。一日も早く開会を望んでいるが、残念ながら開会していただけなかった。

G20に今度は総理が御出席なさる、このことについて我々は反対しております。大事な会合に行つていただいて国益のために一生懸命頑張つて

いただきたいと思いますが、そういう日程は昨日とかおとといに決まったことではなくて、元々決まっている日程です。そうであれば、そういう日程を加味した上で開会日を決めていただかないから、こういう形になってきてしまっているんです。総理の日程に合わせてこういうことをやり続けなきゃいけない、私は本当におかしなことだと、そう思っています。

今回はこういう形で開会されることになったことは甘んじて受けなければいけません、是非、繰り返しになりますけれども、与党の先生方、ちゃんとした議論をやりましょう。ちゃんとした議論を積み重ねていって、いい法案を作っていくじゃないですか。そして、いい議論をして、これ国民の皆さんの生活をきちんと改善できるように努力するのが我々の仕事じゃないですか。我々の質問権を奪うようなこういうやり方をすることは決していいことではない、そう思っています。

是非これは、磯崎筆頭も先ほど前例にしないというお話でした。我々はそれを信じるしかありませんが、いずれにしても、このような運営の仕方に対して改めて反対の意を表明して、私の反対の意見の表明とさせていただきます。

ありがとうございます。

○田村智子君 私は、日本共産党を代表し、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案を本日の本会議の議題とすることに反対の意見表明を行います。

本法案は、昨日、二十七日、委員長職権で開会された衆議院法務委員会と与野党の合意のないままに採決強行、本会議への緊急上程が行われ、参議院に送付されたのは二十一時四十七分です。このように与野党の強引な議院運営で送付された法案を、参議院でも強引に本日の本会議で趣旨説明、質疑を行うなど、常軌を逸しています。

各党の質問、政府の答弁、共に準備のために必

要な時間さえ保障しない、このような拙速な議院運営を議院運営委員会が推し進めることはあってはなりません。

与党は総理出席の本会議日程を理由としていますが、総理が出席する重要法案だからこそ慎重な審議が求められているのです。二十九日からG20への出席のために海外出張を行ったとしても、十二月四日には帰国するとの報告を受けています。ならば、帰国を待って本会議を行えばよいではありませんか。

本法案は、人手不足への対策として外国人労働者を受け入れる、そのために新たな在留資格を設けるというものです。日本の産業、雇用、社会の在り方にも大きな影響を与える政策が臨時国会直前に突如として示されたことも重大です。

従前から、重要とされる政策立案は、各種審議会、有識者会議などで議論され、パブリックコメントなども募集するなどして法案化されてきたのではないのでしょうか。だからこそ私たち議員も国民の皆さんも、政府がどのような政策検討を行っているか、審議会等の会議録や政府が提出する様々な資料を基に、法案提出前から政策内容の検討をすることができのです。

ところが、外国人労働者の新たな受入れという政策はまさに突如として示され、どのような産業分野でどれだけ外国人労働者を受け入れるのかということさえ衆議院の審議が始まってから示されるという事態です。その数字の根拠も、また、どこでどのような検討が行われて示されたものなのか、いまだ明確な説明はありません。

また、日本には既に二十六万人の技能実習生が事実上外国人労働者として働いていますが、技能実習生に対する人権侵害が横行していることもいよいよ明らかとなってきました。最低賃金をはるかに下回る低賃金、家賃や光熱費の法外な控除、契約と違う仕事内容、暴力、パワハラ、いじめなどに耐えかねて、失踪することで我が身を守らざるを得ない技能実習生が後を絶たないのが現状です。

国会では、以前の入管法改正法案の審議等での問題が衆参共に取り上げられ、附帯決議によって技能実習生の実態を把握することを政府に求めました。

この附帯決議に基づく調査、失踪技能実習生に対する聴取票の存在が明らかになりましたが、法務省はいまだ二千八百七十人分の聴取票の公開を拒んでいます。現在、閲覧しか許さず、野党の議員が書き写すという手段を強いられています。

私たちは、資料の提出を受け、その分析をし、外国人労働者への人権侵害を根絶するためにどのような施策が必要かを検討したいのです。それが本法案審議の前提ではありませんか。

議院運営委員会がやるべきは、国会の会期に合わせ、総理の日程に合わせ、無理やりに審議を進めることではありません。まず何より審議に必要な資料を政府に出させることです。

安倍政権の下で、国民の中で賛否が割れる法案、多数が法案そのものに反対、あるいは拙速な可決、成立に反対という法案が次々と数の多数で押し通されている。これでは立法府が政権の下請機関になりかねません。良識の府としての参議院の存在意義が問われています。

拙速を改め、不都合な事実をごまかさない、隠さないう政府に意見する、国民の信託に応える真摯な議論を行うことを強く求め、意見表明を終わります。

○委員長(末松信介君) 他に御発言ございませんか。——他に御発言がなければ、足立君提出の動議について、これより採決を行います。

足立君提出の動議に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(末松信介君) 多数と認めます。よって、足立君提出の動議は可決されました。

○委員長(末松信介君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

○足立敏之君 本日は、お手元に配付しました資料のとおり議事を進めることの動議を提出させていただきます。

よろしく願います。

○委員長(末松信介君) ただいまの足立君提出の動議に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(末松信介君) 多数と認めます。よって、足立君提出の動議は可決されました。

なお、予鈴は午後三時五十五分、本鈴は午後四時でございします。

暫時休憩いたします。

午前十一時一分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

検査官、個人情報保護委員会委員長及び同委員、地方財政審議会委員、公安審査委員会委員並びに中央労働委員会公益委員の任命同意に関する件

検査官

個人情報保護委員会委員長

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

公安審査委員会委員

同

中央労働委員会公益委員

同

同

同

岡村 肇君

嶋田実名子君

中村 玲子君

小川 克彦君

藤原 静雄君

堀場 勇夫君

植木 利幸君

野坂 雅一君

星野菜穂子君

宗田 友子君

外井 浩志君

遠藤みどり君

杉原 麗君

各種委員の辞任及び選任に関する件

一、本会議辞任及び選任

○辞任

委員名		辞任	会派	備考
裁判官訴追委員	片山さつき君	自		
	宮沢 洋一君	自		
同 予備員	上野 通子君	自		第二順位

○選任

委員名		選任	会派	備考
裁判官訴追委員	磯崎 陽輔君	自		片山さつき君辞任申出
	古川 俊治君	自		宮沢 洋一君辞任申出
同 予備員	(第二順位) 石井 浩郎君	自		上野 通子君辞任申出
検察官適格審査会委員	西田 昌司君	自		西田 昌司君 委員任期満了(十月十八日)
	大野 元裕君	民		大野 元裕君 委員任期満了(十月十八日)
同 予備委員 (西田昌司君の予備委員)	岩井 茂樹君	自		磯崎 仁彦君 委員任期満了(十月十八日)
同 予備委員 (大野元裕君の予備委員)	田村 智子君	共		田村 智子君 委員任期満了(十月十八日)
日本ユネスコ国内委員会委員	神本美恵子君	立		那谷屋正義君 環境委員長就任

二、議長推薦

委員名		推薦	会派	備考
国土審議会委員	山本 一太君	自		武見 敬三君辞任申出
	山本 香苗君	公		秋野 公造君 総務委員長就任
国土開発幹線自動車道建設 会議委員	舟山 康江君	民		羽田雄一郎君 国土交通委員長就任
国土審議会特別委員 (北海道開発分科会)	長谷川 岳君	自		佐藤 信秋君辞任申出
同 (豪雪地帯対策分科会)	佐藤 信秋君	自		塚田 一郎君辞任
同 (離島振興対策分科会)	谷合 正明君	公		山本 博司君辞任申出
地方制度調査会委員	二之湯 智君	自		渡辺 猛之君辞任申出

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 給料表の改定

別表第一及び別表第二の全給料月額を改定すること。(別表第一及び別表第二関係)

二 勤勉手当の額の改定

1 平成三十年十二月期の支給割合を改定すること。(第一条の規定による改正後の秘書給与法第十五条関係)

2 平成三十一年度以後の支給割合を改定すること。(第二条の規定による改正後の秘書給与法第十五条関係)

三 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二の二は、平成三十年四月一日から施行すること。

2 一及び二の1は、平成三十年四月一日から適用すること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の九十」を「六月に支給するときは百分の九十、十二月に支給するときは百分の九十五」に改め、同項第二号中「百分の七十二」を「六月に支給するときは百分の七十二、十二月に支給するときは百分の七十六」に改め、同項第三号中「百分の五十四」を「六月に支給するときは百分の五十四、十二月に支給するときは百分の五十七」に改め、同項第四号中「百分の二十七」を「六月に支給するときは百分の二十七、十二月に支給するときは百分の二十八・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	三四四、三〇〇円
	二	三六二、二〇〇円
	三	四一七、四〇〇円
	四	四二七、四〇〇円
	五	四三七、四〇〇円
	六	四四七、四〇〇円
	七	四五七、五〇〇円
	八	四六七、五〇〇円
	九	四七七、五〇〇円
	一〇	四八四、二〇〇円
	一一	四九〇、九〇〇円
二	一二	五〇八、七〇〇円
	一三	五一九、六〇〇円
	一四	五二六、八〇〇円
	一五	五三四、〇〇〇円
三	一六	五〇八、七〇〇円
	一七	五一九、六〇〇円
	一八	五二六、八〇〇円
	一九	五三四、〇〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	二六八、九〇〇円
二	二	二七三、三〇〇円

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「六月に支給するときは百分の九十、十二月に支給するときは百分の九十五」を「百分の九十二・五」に改め、同項第二号中「六月に支給するときは百分の七十二、十二月に支給するときは百分の七十六」を「百分の七十四」に改め、同項第三号中「六月に支給するときは百分の五十四、十二月に支給するときは百分の五十七」を「百分の五十五・五」に改め、同項第四号中「六月に支給するときは百分の二十七、十二月に支給するときは百分の二十八・五」を「百分の二十七・七五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(次項において「改正後の秘書給与法」という。)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)(第一条関係)
 (傍線の部分は改正部分)

改正案

(勤勉手当)

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月の場合 六月に支給するときは百分の九十、十二月に支給するときは百分の九十五

二 在職期間が五月以上六月未満の場合

六月に支給するときは百分の七十二、十二月に支給するときは百分の七十六

三 在職期間が三月以上五月未満の場合

六月に支給するときは百分の五十四、十二月に支給するときは百分の五十七

四 在職期間が三月未満の場合 六月に支給するときは百分の二十七、十二月に支給するときは百分の二十八・五

355 略

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	三四四、三〇〇円
二	二	三六二、二〇〇円

現行

(勤勉手当)

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月の場合 百分の九十

二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の七十二

三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の五十四

四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十七

355 略

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	三四三、九〇〇円
二	二	三六一、八〇〇円

二											三			
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一	二	三	四	五	六
四一七、四〇〇円	四二七、四〇〇円	四三七、四〇〇円	四四七、四〇〇円	四五七、五〇〇円	四六七、五〇〇円	四七七、五〇〇円	四八四、二〇〇円	四九〇、九〇〇円	五〇八、七〇〇円	五一九、六〇〇円	五二六、八〇〇円	五三四、〇〇〇円	五三八、〇〇〇円	五九四、四〇〇円

別表第二(第三条関係)

二											三			
一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五
二六八、九〇〇円	二七三、三〇〇円	三〇七、五〇〇円	三一四、九〇〇円	三二二、三〇〇円	三二九、六〇〇円	三三七、〇〇〇円	三六四、五〇〇円	三七二、六〇〇円	三八〇、八〇〇円	三八九、〇〇〇円	三九四、四〇〇円	三九八、〇〇〇円	四〇三、四〇〇円	四〇八、八〇〇円

二											三			
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一	二	三	四	五	六
四一七、〇〇〇円	四二七、〇〇〇円	四三七、〇〇〇円	四四七、〇〇〇円	四五七、〇〇〇円	四六七、〇〇〇円	四七七、〇〇〇円	四八三、七〇〇円	四九〇、四〇〇円	五〇八、二〇〇円	五一九、一〇〇円	五二六、四〇〇円	五三三、七〇〇円	五三八、五〇〇円	五九三、九〇〇円

別表第二(第三条関係)

二											三			
一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五
二六八、五〇〇円	二七二、九〇〇円	三〇七、一〇〇円	三一四、五〇〇円	三二一、八〇〇円	三二九、二〇〇円	三三六、六〇〇円	三六四、〇〇〇円	三七二、二〇〇円	三八〇、三〇〇円	三八八、五〇〇円	三九三、九〇〇円	三九七、五〇〇円	四〇二、九〇〇円	四〇八、三〇〇円

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)(第二条関係)
(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
(勤勉手当) 第十五条 略	(勤勉手当) 第十五条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
一 在職期間が六月の場合 百分の九十	一 在職期間が六月の場合 六月に支給するときは百分の九十、十二月に支給するときは百分の九十五
二・五	二 在職期間が五月以上六月未満の場合 六月に支給するときは百分の七十二、十二月に支給するときは百分の七十六
二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の七十四	三 在職期間が三月以上五月未満の場合 六月に支給するときは百分の五十四、十二月に支給するときは百分の五十七
三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の五十五・五	四 在職期間が三月未満の場合 六月に支給するときは百分の二十七、十二月に支給するときは百分の二十八・五
四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十七・七五	
3 5 略	3 5 略

国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案
(国会議員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第七条の四第二項第一号イ中「加算した額に」の下に、「六月に支給する場合には」を、「百分の百十」の下に、「十二月に支給する場合には百分の九十五(特定管理職員にあつては、百分の百十五)」を加え、同号ロ中「百分の九十五」を「六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百」に改め、同項第二号イ中「勤勉手当基礎額に」の下に、「六月に支給する場合には、」を、「百分の五十二・五」の下に、「十二月に支給する場合には百分の四十七・五(特定管理職員にあつては、百分の五十七・五)」を加える。

別表第一給料月額欄中「五八五、八〇〇円」を「五八六、二〇〇円」に、「五五五、一〇〇円」を「五五五、五〇〇円」に、「五二五、一〇〇円」を「五二五、五〇〇円」に、「四九三、五〇〇円」を「四九三、九〇〇円」に、「四六三、〇〇〇円」を「四六三、四〇〇円」に、「四三五、六〇〇円」を「四三六、〇〇〇円」に、「四〇〇、三〇〇円」を「四〇〇、七〇〇円」に、「三六一、八〇〇円」を「三六一、二〇〇円」に、「三三六、〇〇〇円」を「三三六、四〇〇円」に、「二九四、八〇〇円」を「二九五、二〇〇円」に、「二七二、九〇〇円」を「二七三、三〇〇円」に、「二六四、〇〇〇円」を「二六四、五〇〇円」に改める。

別表第三から別表第五までを次のように改める。

別表第三 行政職給料表（第一条関係）

イ 行政職給料表（一）

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	

	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
再任	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
用職	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
員以	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
外の										
職員	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			

69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							

105	298,300	346,800								
106	298,600	347,200								
107	299,000	347,600								
108	299,300	348,000								
109	299,500	348,500								
110	299,900	348,900								
111	300,300	349,200								
112	300,600	349,500								
113	300,800	350,000								
114	301,000									
115	301,300									
116	301,700									
117	301,900									
118	302,100									
119	302,400									
120	302,700									
121	303,100									
122	303,300									
123	303,600									
124	303,900									
125	304,200									
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考（一） この表は、他の給料表の適用を受けない全ての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

（二） 2級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額、この表の額にかかわらず、185,200円とする。

ロ 行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	130,400	181,900	203,600	250,100	279,200
	2	131,300	183,400	204,800	251,300	281,100
	3	132,300	184,900	206,200	252,400	282,900
	4	133,200	186,300	207,500	253,600	284,700
	5	134,200	187,600	208,800	254,500	286,500
	6	135,200	189,100	210,200	255,800	288,300
	7	136,200	190,500	211,600	256,900	290,000
	8	137,200	191,800	213,000	258,100	291,800
	9	138,000	193,200	214,300	259,200	293,300
	10	139,000	194,200	215,900	260,100	295,100
	11	140,000	195,500	217,500	261,300	296,800
	12	141,100	196,600	218,900	262,500	298,600
	13	141,900	197,800	220,100	263,500	300,000
	14	142,900	198,900	221,600	264,600	301,700
	15	143,900	200,000	223,100	265,600	303,300
	16	144,900	201,100	224,400	266,600	304,800
	17	146,000	202,100	225,300	267,600	306,300
	18	147,200	203,200	226,000	268,800	307,900
	19	148,400	204,200	226,900	269,900	309,500
	20	149,600	205,200	227,900	270,800	311,200
	21	150,700	206,100	228,800	271,800	312,200
	22	151,900	207,200	230,300	272,900	313,600
	23	153,100	208,300	231,600	274,000	315,000
	24	154,300	209,300	232,700	275,000	316,500
	25	155,500	210,200	234,100	275,800	317,600
	26	157,000	211,100	235,400	276,900	319,100
	27	158,500	211,800	236,700	278,000	320,500
	28	160,000	212,700	238,000	279,100	321,900
	29	161,400	213,600	238,900	280,000	323,500
	30	162,900	214,800	240,100	281,100	324,700
	31	164,400	215,800	241,400	282,100	326,000
	32	165,900	216,700	242,600	283,100	327,200
	33	167,400	217,300	243,700	283,800	328,300

	34	169,200	218,500	245,000	284,700	329,200
	35	171,000	219,600	246,100	285,600	330,300
	36	172,800	220,800	247,300	286,700	331,400
	37	174,600	221,400	248,600	287,300	332,500
	38	176,300	222,600	249,700	288,200	333,600
	39	178,000	223,800	251,000	289,100	334,600
	40	179,700	224,900	252,300	290,000	335,600
	41	181,300	225,800	253,300	290,600	336,600
	42	182,700	227,000	254,600	291,600	337,600
	43	184,000	228,000	255,700	292,600	338,600
	44	185,400	229,100	257,000	293,500	339,600
	45	186,900	230,200	257,800	294,200	340,500
	46	188,200	231,200	258,900	295,100	341,500
	47	189,600	232,300	260,100	296,000	342,500
	48	191,000	233,300	261,100	296,900	343,500
	49	192,300	234,300	262,300	297,600	344,400
	50	193,400	235,400	263,500	298,200	345,300
	51	194,500	236,500	264,700	298,900	346,200
	52	195,700	237,600	265,600	299,700	347,000
	53	196,800	238,700	266,500	300,300	347,800
	54	197,900	239,700	267,600	301,100	348,600
	55	198,800	240,600	268,800	301,800	349,400
	56	199,900	241,400	270,000	302,500	350,100
	57	201,000	242,300	270,800	303,200	350,800
	58	202,000	243,300	271,800	303,900	351,600
	59	203,000	244,300	272,900	304,700	352,400
	60	204,000	245,200	273,900	305,400	353,100
	61	205,100	246,000	274,900	306,000	353,800
	62	206,000	246,900	276,000	306,700	354,500
	63	206,900	247,800	276,800	307,400	355,200
	64	207,800	248,700	277,900	308,100	355,900
	65	208,500	249,500	278,700	308,600	356,500
	66	209,300	250,300	279,500	309,100	357,000
	67	210,000	251,100	280,300	309,700	357,500
	68	210,800	251,800	281,100	310,300	358,000
再任	69	211,200	252,500	281,700	310,900	358,400
用職	70	211,800	253,100	282,500	311,300	
員以	71	212,100	253,500	283,300	311,800	
外の	72	212,600	253,900	284,000	312,300	

職員						
	73	212, 800	254, 100	284, 800	312, 600	
	74	213, 400	254, 500	285, 500	313, 100	
	75	213, 900	255, 000	286, 300	313, 600	
	76	214, 600	255, 500	287, 100	314, 000	
	77	214, 800	255, 800	287, 700	314, 200	
	78	215, 500	256, 200	288, 200	314, 500	
	79	216, 000	256, 700	288, 700	314, 800	
	80	216, 600	257, 200	289, 100	315, 100	
	81	217, 300	257, 500	289, 500	315, 400	
	82	217, 700	257, 800	289, 900	315, 700	
	83	218, 300	258, 100	290, 400	316, 000	
	84	219, 000	258, 400	290, 900	316, 300	
	85	219, 600	258, 600	291, 300	316, 500	
	86	220, 100	258, 800	291, 900	316, 900	
	87	220, 600	259, 100	292, 500	317, 200	
	88	221, 300	259, 400	293, 100	317, 400	
	89	221, 800	259, 600	293, 400	317, 600	
	90	222, 400	259, 800	293, 900	317, 900	
	91	223, 000	260, 200	294, 400	318, 200	
	92	223, 500	260, 400	294, 800	318, 500	
	93	223, 900	260, 700	295, 200	318, 700	
	94	224, 400	261, 100	295, 700	319, 000	
	95	224, 900	261, 400	296, 200	319, 300	
	96	225, 400	261, 700	296, 700	319, 500	
	97	225, 700	261, 900	297, 000	319, 700	
	98	226, 200	262, 200	297, 400	320, 000	
	99	226, 700	262, 400	297, 900	320, 300	
	100	227, 200	262, 700	298, 400	320, 500	
	101	227, 600	263, 000	298, 800	320, 700	
	102	228, 100	263, 200	299, 200		
	103	228, 700	263, 500	299, 500		
	104	229, 300	263, 800	299, 800		
	105	229, 700	264, 000	300, 100		
	106	230, 200	264, 200	300, 500		
	107	230, 500	264, 500	300, 900		
	108	230, 900	264, 700	301, 300		
	109	231, 100	265, 000	301, 600		
	110	231, 500	265, 300	302, 000		

	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		
	113	232,600	266,000	302,900		
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表（第一条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	158,300	194,000	230,000	282,700	309,300	327,400
	2	159,800	195,800	231,600	284,900	311,600	329,700
	3	161,300	197,600	233,100	287,200	313,800	332,100
	4	162,900	199,400	234,700	289,400	316,100	334,500
	5	164,200	200,900	236,100	291,600	318,400	336,500
	6	165,700	202,700	237,600	293,900	320,600	338,900
	7	167,200	204,500	238,900	296,100	322,900	341,100
	8	168,700	206,300	240,300	298,300	325,100	343,500
	9	170,100	207,900	241,300	300,300	327,200	345,700
	10	172,800	209,700	243,000	302,500	329,400	347,800
	11	175,400	211,500	244,800	304,800	331,600	350,100
	12	178,000	213,300	246,400	307,000	333,800	352,400
	13	180,700	214,700	247,900	309,100	335,800	354,500
	14	182,400	216,500	249,800	311,400	338,100	356,800
	15	184,000	218,200	251,500	313,600	340,300	359,000
	16	185,700	220,000	253,300	315,900	342,600	361,400
	17	187,200	221,700	255,000	317,800	344,400	363,500
	18	188,900	223,400	256,900	320,100	346,600	366,500
	19	190,700	225,000	258,900	322,300	348,700	369,400
	20	192,400	226,600	261,000	324,500	350,800	372,300
	21	194,000	228,000	262,900	326,500	352,600	375,000
	22	195,400	229,700	265,000	328,600	354,800	377,300
	23	196,900	231,300	267,100	330,900	357,000	379,700
	24	198,400	232,900	269,200	333,000	358,900	382,100
	25	199,700	234,000	271,400	334,700	361,000	384,300
	26	201,000	235,400	273,600	336,900	363,400	386,800
	27	202,200	236,700	275,700	338,900	365,800	389,200
	28	203,500	237,900	277,800	341,100	368,200	391,700
	29	204,800	239,400	279,600	343,300	370,500	393,800
	30	206,100	240,600	281,700	345,400	372,600	395,800
	31	207,400	241,600	283,800	347,600	374,700	397,900
	32	208,700	242,800	285,700	349,700	376,800	400,100
	33	209,800	244,000	287,500	351,700	377,800	401,200
	34	211,100	245,000	289,600	353,700	378,800	403,000
	35	212,400	246,100	291,600	355,600	380,000	404,800
	36	213,700	247,300	293,700	357,600	381,200	406,600

	37	214,800	248,200	295,700	359,200	382,200	408,300
	38	215,900	249,400	297,600	360,900	383,200	410,200
	39	216,900	250,600	299,600	362,800	384,300	412,000
	40	218,000	251,800	301,600	364,700	385,400	413,800
	41	219,100	253,200	303,200	366,500	386,200	415,300
	42	220,000	254,300	305,200	367,800	387,300	416,500
	43	220,800	255,400	307,000	369,600	388,400	417,700
	44	221,700	256,400	308,900	371,300	389,500	419,000
	45	222,100	257,300	310,700	372,900	390,100	420,300
	46	222,600	258,300	312,700	373,700	391,000	421,600
	47	223,000	259,300	314,600	374,400	391,900	422,900
	48	223,400	260,200	316,600	375,200	392,800	424,100
	49	223,800	260,800	317,800	375,900	393,400	425,200
	50	224,200	261,400	319,600	376,500	394,300	426,500
	51	224,400	262,200	321,400	377,100	395,100	427,800
	52	224,700	263,000	323,300	377,700	395,900	429,000
	53	225,000	263,700	325,100	377,900	396,500	430,100
	54	225,200	264,300	327,000	378,500	397,300	430,900
	55	225,500	265,100	328,900	379,000	398,000	431,700
	56	225,800	265,900	330,700	379,600	398,700	432,500
	57	226,000	266,400	332,400	379,900	399,500	433,200
	58	226,200	267,000	334,000	380,500	400,300	433,900
	59	226,400	267,400	335,500	381,100	401,100	434,600
	60	226,700	268,000	337,100	381,700	401,900	435,300
	61	227,200	268,400	338,300	382,000	402,600	436,200
	62	227,600	269,000	339,400	382,600	403,200	437,000
	63	228,000	269,500	340,400	383,300	403,700	437,400
	64	228,300	270,000	341,400	383,900	404,400	438,100
	65	228,700	270,200	342,400	384,200	404,800	438,700
	66		270,600	343,100	384,800	405,300	439,100
	67		271,100	344,000	385,500	405,800	439,500
	68		271,700	345,000	386,100	406,300	439,900
	69		272,300	345,900	386,600	406,800	440,400
	70		272,900	346,700	387,200	407,200	440,800
	71		273,500	347,600	387,900	407,600	441,200
	72		274,100	348,500	388,500	407,900	441,500
	73		274,500	349,400	388,800	408,200	441,900
	74		274,800	350,100	389,500	408,600	442,300
	75		275,200	350,700	390,100	409,000	442,600
	76		275,600	351,400	390,500	409,200	442,900
	77		275,900	351,800	390,900	409,500	443,300
	78		276,100	352,400	391,500	409,900	

再任
用職員
以外の
職員

	79		276,300	352,900	392,000	410,300	
	80		276,500	353,500	392,500	410,500	
	81		276,800	354,000	392,800	410,800	
	82		277,100	354,700	393,400	411,200	
	83		277,400	355,400	393,900	411,600	
	84		277,700	356,000	394,400	411,800	
	85		277,900	356,300	394,600	412,100	
	86		278,200	356,800			
	87		278,500	357,400			
	88		278,900	357,800			
	89		279,200	358,400			
	90		279,500	358,900			
	91		279,700	359,500			
	92		280,000	360,000			
	93		280,300	360,400			
	94		280,500	360,800			
	95		280,800	361,300			
	96		281,100	361,700			
	97		281,300	362,100			
	98		281,600	362,700			
	99		282,000	363,200			
	100		282,300	363,600			
	101		282,500	364,000			
	102		282,700	364,500			
	103		283,000	365,000			
	104		283,200	365,500			
	105		283,500	366,000			
	106		283,800	366,500			
	107		284,100	367,000			
	108		284,300	367,500			
	109		284,600	368,000			
	110		285,000	368,500			
	111		285,400	368,900			
	112		285,700	369,300			
	113		285,900	369,800			
再任用職員		182,800	209,800	279,400	309,400	338,500	371,400

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表（第一条関係）

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	167,900	209,900	249,600	293,900	324,000	347,600
	2	169,800	211,900	251,400	295,900	326,300	349,800
	3	171,800	213,900	253,200	298,000	328,700	352,100
	4	173,700	215,900	255,000	300,300	330,900	354,300
	5	175,600	217,900	256,700	302,200	332,900	356,300
	6	177,600	219,700	258,500	304,400	335,100	358,400
	7	179,500	221,700	260,100	306,500	337,400	360,600
	8	181,500	223,600	261,800	308,700	339,600	362,800
	9	183,500	225,700	263,100	310,700	341,600	364,500
	10	185,200	227,500	264,700	312,800	343,900	366,700
	11	187,000	229,300	266,000	315,000	346,100	368,700
	12	188,800	231,100	267,300	317,000	348,400	370,900
	13	190,700	232,900	268,700	319,300	350,500	372,700
	14	193,000	234,800	270,100	321,600	352,600	374,800
	15	195,300	236,700	271,200	323,800	354,800	376,800
	16	197,600	238,600	272,500	326,000	356,900	378,900
	17	199,800	240,100	273,300	327,800	358,900	380,500
	18	202,400	242,000	274,700	330,100	361,000	382,600
	19	204,900	243,900	276,100	332,200	363,100	384,600
	20	207,400	245,800	277,500	334,500	365,300	386,700
	21	209,700	247,400	278,800	336,600	366,900	388,700
	22	211,500	248,900	280,200	338,700	368,900	390,900
	23	213,300	250,200	281,500	340,900	370,700	393,100
	24	215,100	251,600	283,000	343,000	372,800	395,200
	25	217,000	253,100	284,200	344,800	374,400	397,100
	26	218,700	254,300	286,100	347,000	376,500	399,200
	27	220,600	255,600	288,200	349,000	378,600	401,400
	28	222,400	256,800	290,300	351,100	380,700	403,600
	29	224,100	258,000	292,300	352,800	382,700	405,500
	30	225,900	259,200	294,300	355,000	384,800	407,500
	31	227,700	260,600	296,100	356,900	386,900	409,400
	32	229,500	261,800	298,000	359,100	388,900	411,300
	33	231,100	262,300	299,700	360,500	391,100	413,000
	34	232,800	263,600	301,600	362,500	393,200	414,600
	35	234,500	264,800	303,600	364,400	395,300	416,200
	36	236,200	266,100	305,500	366,500	397,200	417,800
	37	237,400	267,000	307,200	368,500	398,900	419,400
	38	239,200	268,200	309,300	370,700	400,800	421,200

再任 用職 員以 外の 職員	39	241,000	269,200	311,400	372,800	402,500	423,000
	40	242,800	270,200	313,300	374,800	404,300	424,800
	41	244,200	271,600	315,000	376,800	405,700	426,600
	42	245,700	272,900	317,000	378,900	407,200	428,300
	43	247,000	274,200	319,100	381,000	408,600	430,000
	44	248,400	275,400	321,200	383,000	410,000	431,600
	45	249,700	276,700	322,900	384,700	411,500	433,000
	46	251,000	278,300	324,900	386,500	413,200	434,300
	47	252,200	279,900	326,900	388,200	414,800	435,700
	48	253,400	281,500	328,800	390,000	416,500	437,000
	49	254,500	283,400	330,400	391,400	418,000	438,000
	50	255,700	285,200	332,200	393,000	419,100	438,900
	51	256,800	287,000	333,900	394,600	420,200	439,800
	52	257,900	288,500	335,900	396,200	421,200	440,600
	53	258,600	290,200	337,500	398,100	422,000	441,600
	54	259,700	292,100	339,400	399,700	422,900	442,000
	55	260,800	293,900	341,200	401,300	423,800	442,200
	56	262,000	295,700	343,200	403,000	424,600	442,500
	57	262,900	297,200	344,400	404,800	425,200	442,800
	58	264,100	298,900	346,400	406,100	425,700	443,100
	59	265,100	300,700	348,300	407,500	426,400	443,400
	60	266,200	302,500	350,200	408,800	427,200	443,700
	61	267,400	304,000	352,000	409,800	427,600	443,900
	62	268,300	305,800	354,200	410,900	428,200	444,300
	63	269,700	307,600	356,400	412,000	428,700	444,700
	64	270,900	309,300	358,600	413,100	429,200	445,100
	65	271,900	310,600	360,500	413,800	429,700	445,300
	66	273,500	312,300	362,600	414,800	430,300	445,600
	67	274,900	313,700	364,600	415,800	430,700	446,000
	68	276,400	315,400	366,700	416,700	431,200	446,200
	69	278,000	316,800	368,400	417,500	431,400	446,400
	70	279,600	318,300	369,900	418,000	431,700	446,700
	71	281,200	319,700	371,300	418,600	432,000	447,100
	72	282,700	321,300	372,800	419,100	432,300	447,400
	73	284,100	322,200	374,000	419,700	432,700	447,600
	74	285,500	323,800	375,200	420,100	433,000	447,800
	75	287,000	325,300	376,500	420,600	433,300	448,200
	76	288,400	327,000	377,800	421,100	433,600	448,500
	77	289,900	328,800	379,100	421,500	433,900	448,700
	78	291,400	330,500	380,400	422,000	434,200	448,900
	79	293,000	332,100	381,700	422,600	434,500	449,300
	80	294,600	333,700	383,000	423,100	434,800	449,600
	81	295,800	335,400	384,100	423,300	435,100	449,800

82	297,200	337,100	385,400	423,900	435,300	450,000
83	298,700	338,700	386,600	424,400	435,600	450,400
84	300,200	340,400	387,900	424,600	435,800	450,700
85	301,100	341,800	389,100	424,800	436,100	450,900
86	302,600	343,300	389,900	425,300	436,300	
87	303,800	344,800	390,600	425,600	436,600	
88	305,300	346,300	391,400	425,900	436,800	
89	306,600	347,500	392,000	426,200	437,100	
90	308,000	348,700	392,700	426,600	437,300	
91	309,100	350,000	393,400	427,000	437,600	
92	310,500	351,300	394,100	427,400	437,800	
93	311,400	352,800	394,700	427,700	438,100	
94	312,900	354,300	395,200			
95	314,200	355,800	395,800			
96	315,700	357,300	396,300			
97	317,200	358,600	396,900			
98	318,700	359,800	397,300			
99	320,100	360,900	397,900			
100	321,600	362,100	398,400			
101	322,900	363,100	398,900			
102	324,200	364,200	399,300			
103	325,600	365,300	399,800			
104	326,900	366,500	400,200			
105	328,100	367,600	400,500			
106	329,400	368,100	400,900			
107	330,700	368,700	401,400			
108	332,000	369,300	401,700			
109	333,400	369,900	402,200			
110	334,300	370,400	402,700			
111	335,400	370,900	403,200			
112	336,600	371,400	403,700			
113	337,700	371,900	403,900			
114	338,800	372,300	404,400			
115	339,800	372,900	404,900			
116	340,900	373,400	405,400			
117	342,100	373,800	405,600			
118	343,100	374,300	406,100			
119	344,100	374,900	406,600			
120	345,000	375,300	407,100			
121	345,900	375,500	407,400			
122	346,800	376,000	407,900			
123	347,800	376,400	408,300			
124	348,800	376,700	408,800			

	125	349,800	377,300	409,100			
	126	350,300	377,800				
	127	350,900	378,300				
	128	351,500	378,800				
	129	351,800	379,100				
	130	352,200	379,600				
	131	352,700	380,100				
	132	353,100	380,600				
	133	353,500	380,900				
	134	353,900	381,400				
	135	354,400	381,800				
	136	354,800	382,200				
	137	355,200	382,500				
	138	355,600	383,000				
	139	356,000	383,500				
	140	356,400	384,000				
	141	356,600	384,300				
	142	357,100					
	143	357,500					
	144	357,800					
	145	358,100					
	146	358,500					
	147	359,000					
	148	359,500					
	149	359,800					
	150	360,300					
	151	360,800					
	152	361,300					
	153	361,600					
再任用職員		253,200	258,200	285,100	309,800	327,500	354,200

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

第二条 国会議員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項中、「六月に支給する場合には百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百七十七・五を乗じて得た額」を「百分の百六十七・五」に、「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五を乗じて得た額」を「百分の百三十一」に、「六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額」を「百分の百十」に、「六月に支給する場合には百分の百十二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額」を「百分の百十」に、「額」を「額」に改め、同条第三項を次のように改める。

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」とする。

第七条の四第二項第一号イ中、「六月に支給する場合には百分の九十を「百分の九十二・五」に、「百分の百十」、十二月に支給する場合には百分の九十五(特定管理職員にあつては、百分の百十五)を「百分の百十二・五」に改め、同号ロ中、「六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百を「百分の九十七・五」に改め、同項第二号イ中、「六月に支給する場合には百分の四十二・五」を「百分の四十五」に、「百分の五十二・五、十二月に支給する場合には百分の四十七・五(特定管理職員にあつては、百分の五十七・五)を「百分の五十五」に改める。

(特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正)

第三条 特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

号	給	給料月額 円
1		374,000
2		422,000
3		472,000
4		533,000
5		608,000
6		710,000
7		830,000

第三条第二項中、「六月に支給する場合には」を削り、「十二月に支給する場合には」を「とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百六十五を「百分の百七十」に改める。

第四条 特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この規程は、平成三十年 月 日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会議員の給与等に関する規程(次条において「改正後の給与規程」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程(次条において「改正後の特定任期付職員給与特例規程」という。)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与規程又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の給与等に関する規程又は第三条の規定による改正前の特定任期付職員の給与の特例に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定による給与の内払とみなす。

(両院議長協議決定への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案 新旧対照表

○ 国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)(第一条関係) (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第七条の三 (略)	第七条の三 (同上)
② 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会議員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)については、六月に支給する場合には百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百七十七・五を乗じて得た額、それ以外の国会議員については、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五を乗じて得た額(行政職給料表(一)の適用を受ける国会職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五	② 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会議員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)については、六月に支給する場合には百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百七十二・五を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五を乗じて得た額(行政職給料表(一)の適用を受ける国会職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五

を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては六月に支給する場合に百分の六十二・五、十二月に支給する場合に百分の七十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一、四 (略)
③、⑥ (略)

第七条の四 (略)

② 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴訟委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の国会職員のうち再任用職員以外の国会職員 次に掲げる国会職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合に百分の九十(特定管理職員にあつては、百分の百十)、十二月に支給する場合に百分の九十五(特定管理職員にあつては、百分の百十五)を乗じて得た額の総額

を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては六月に支給する場合に百分の六十二・五、十二月に支給する場合に百分の七十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一、四 (同上)
③、⑥ (同上)

第七条の四 (同上)

② (同上)

一 (同上)

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十(特定管理職員にあつては、百分の百十)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合に百分の九十五、十二月に支給する場合に百分の百を乗じて得た額の総額

二 (同上) 前項の国会職員のうち再任用職員 次に掲げる国会職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合に百分の四十二・五(特定管理職員にあつては、百分の五十二・五)、十二月に支給する場合に百分の四十七・五(特定管理職員にあつては、百分の五十七・五)を乗じて得た額の総額

③、④ (略)

別表第一 特別給料表(第一条関係)

職名	給料月額
(略)	(略)
各議院事務局の議長	十二号給 五八六、二〇〇円
事務局長	十一号給 五五五、五〇〇円
各議院事務局の議長	十号給 五二五、五〇〇円
事務局長	九号給 四九三、九〇〇円
各議院事務局の議長	八号給 四六三、四〇〇円
事務局長	七号給 四三六、〇〇〇円
各議院事務局の議長	六号給 四〇〇、七〇〇円
事務局長	五号給 三六二、二〇〇円
各議院事務局の議長	四号給 三二六、四〇〇円
事務局長	三号給 二九五、二〇〇円
各議院事務局の議長	二号給 二七三、三〇〇円
事務局長	一号給 二六四、五〇〇円

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の九十五を乗じて得た額の総額

二 (同上)

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五(特定管理職員にあつては、百分の五十二・五)を乗じて得た額の総額

③、④ (同上)

別表第一 特別給料表(第一条関係)

職名	給料月額
(同上)	(同上)
各議院事務局の議長	十二号給 五八五、八〇〇円
事務局長	十一号給 五五五、一〇〇円
各議院事務局の議長	十号給 五二五、一〇〇円
事務局長	九号給 四九三、五〇〇円
各議院事務局の議長	八号給 四六三、〇〇〇円
事務局長	七号給 四三六、〇〇〇円
各議院事務局の議長	六号給 四〇〇、三〇〇円
事務局長	五号給 三六二、八〇〇円
各議院事務局の議長	四号給 三二六、〇〇〇円
事務局長	三号給 二九四、八〇〇円
各議院事務局の議長	二号給 二七二、九〇〇円
事務局長	一号給 二六四、〇〇〇円

現

行

改

正

案

別表第三 行政職給料表 (第一条関係)

行政職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号	給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1		142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
2		143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3		144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4		146,000	198,100	233,500	267,800	294,500	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5		147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6		148,200	201,500	236,500	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7		149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8		150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9		151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
10		152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,000	427,600	485,000	544,900
11		154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
12		155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
13		156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
14		158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,600	496,100	551,700
15		159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
16		161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
17		162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
18		164,200	222,300	254,500	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
19		165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
20		167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
21		168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
22		171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	559,500
23		173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
24		176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
25		179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
26		180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
27		182,600	236,000	270,500	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
28		184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
29		185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
30		187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
31		189,400	240,800	277,900	321,500	349,300	378,300	424,500	460,300	520,100	
32		191,100	242,000	279,500	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
33		192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
34		194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
35		195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,500	429,500	463,300	523,400	
36		197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
37		198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
38		199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
39		201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
40		202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
41		203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	

別表第三 行政職給料表 (第一条関係)

行政職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号	給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1		144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	456,400	521,700
2		145,200	195,800	231,600	264,900	289,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3		146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4		147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5		148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6		149,700	202,500	237,600	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7		150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,500	377,200	421,700	475,500	538,700
8		151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,500	541,100
9		153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10		154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11		155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12		157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13		158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14		159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15		161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16		162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,500	399,400	439,700	501,100	554,500
17		164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18		165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19		167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20		168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21		170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22		172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23		175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24		178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25		180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26		182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27		184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28		185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29		187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30		188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31		190,400	242,100	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	461,500	520,400	
32		192,000	243,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,000	
33		194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,000	
34		195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35		196,800	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,800	463,900	523,900	
36		198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37		199,700	248,700	289,000	333,400	359,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38		201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39		202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40		203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41		204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	

[illegible]

89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600				
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900				
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200				
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400				
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600				
94		294,400	342,200						
95		294,800	342,700						
96		295,200	343,100						
97		295,400	343,200						
98		295,700	343,700						
99		296,100	344,100						
100		296,500	344,400						
101		296,700	344,700						
102		297,000	345,100						
103		297,400	345,500						
104		297,700	345,900						
105		297,900	346,400						
106		298,200	346,800						
107		298,600	347,200						
108		298,900	347,600						
109		299,100	348,100						
110		299,500	348,500						
111		299,900	348,800						
112		300,200	349,100						
113		300,300	349,600						
114		300,600							
115		300,900							
116		301,300							
117		301,500							
118		301,700							
119		302,000							
120		302,300							
121		302,700							
122		302,900							
123		303,200							
124		303,500							
125		303,800							
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600
員									521,000

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。
(二) 2級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、183,700円とする。

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000
員									521,400

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。
(二) 2級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、185,200円とする。

現

行

改

正

案

口 行政職給料表(二)

職 務 の 区 分	職 務 の 級 号 給	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
2	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
3	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
4	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
5	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
6	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
7	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
8	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
9	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
10	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
11	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
12	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
13	13	140,400	196,500	218,300	262,700	299,400
14	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
15	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
16	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
17	17	144,500	200,900	224,100	266,900	306,700
18	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
19	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
20	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
21	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
22	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
23	23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
24	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
25	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
26	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
27	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
28	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
29	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
30	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
31	31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
32	32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
33	33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
34	34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
35	35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
36	36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
37	37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
38	38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200

口 行政職給料表(二)

職 務 の 区 分	職 務 の 級 号 給	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	130,400	181,900	203,600	260,100	279,200
2	2	131,300	183,400	204,800	261,300	281,100
3	3	132,300	184,900	206,200	262,400	282,900
4	4	133,200	186,300	207,500	263,600	284,700
5	5	134,200	187,600	208,800	264,500	286,500
6	6	135,200	189,100	210,200	265,800	288,300
7	7	136,200	190,500	211,600	266,900	290,000
8	8	137,200	191,800	213,000	268,100	291,800
9	9	138,000	193,200	214,300	269,200	293,300
10	10	139,000	194,200	215,900	270,100	295,100
11	11	140,000	195,500	217,500	271,300	296,800
12	12	141,100	196,600	218,900	272,500	298,600
13	13	141,900	197,800	220,100	273,500	300,000
14	14	142,900	198,900	221,600	274,600	301,700
15	15	143,900	200,000	223,100	275,600	303,300
16	16	144,900	201,100	224,400	276,600	304,800
17	17	146,000	202,100	225,300	277,600	306,300
18	18	147,200	203,200	226,000	278,800	307,900
19	19	148,400	204,200	226,900	279,900	309,500
20	20	149,600	205,200	227,900	280,800	311,200
21	21	150,700	206,100	228,800	281,800	312,200
22	22	151,900	207,200	230,300	282,900	313,600
23	23	153,100	208,300	231,600	284,000	315,000
24	24	154,300	209,300	232,700	285,000	316,500
25	25	155,500	210,200	234,100	286,000	317,600
26	26	157,000	211,100	235,400	287,900	319,100
27	27	158,500	211,800	236,700	288,500	320,500
28	28	160,000	212,700	238,000	289,100	321,900
29	29	161,400	213,600	239,900	290,000	323,500
30	30	162,900	214,800	240,100	291,100	324,700
31	31	164,400	215,800	241,400	292,100	326,000
32	32	165,900	216,700	242,600	293,100	327,200
33	33	167,400	217,300	243,700	293,800	328,300
34	34	169,200	218,500	245,000	294,700	329,200
35	35	171,000	219,600	246,100	295,600	330,300
36	36	172,800	220,800	247,300	296,700	331,400
37	37	174,600	221,400	248,600	297,300	332,500
38	38	176,300	222,600	249,700	298,200	333,600

39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200		39	178,000	223,800	251,000	289,100	334,600
40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200		40	179,700	224,900	252,300	290,000	335,600
41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200		41	181,300	225,800	253,300	290,600	336,600
42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200		42	182,700	227,000	254,600	291,600	337,600
43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200		43	184,000	228,000	255,700	292,600	338,600
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200		44	185,400	229,100	257,000	293,500	339,600
45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100		45	186,900	230,200	257,800	294,200	340,500
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100		46	188,200	231,200	258,900	295,100	341,500
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100		47	189,600	232,300	260,100	296,000	342,500
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100		48	191,000	233,300	261,100	296,900	343,500
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000		49	192,300	234,300	262,300	297,600	344,400
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900		50	193,400	235,400	263,500	298,200	345,300
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800		51	194,500	236,500	264,700	298,900	346,200
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600		52	195,700	237,600	265,600	299,700	347,000
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400		53	196,800	238,700	266,500	300,300	347,800
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200		54	197,900	239,700	267,600	301,100	348,600
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000		55	198,800	240,600	268,800	301,800	349,400
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700		56	199,900	241,400	270,000	302,500	350,100
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400		57	201,000	242,300	270,800	303,200	350,800
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200		58	202,000	243,300	271,800	303,900	351,600
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000		59	203,000	244,300	272,900	304,700	352,400
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700		60	204,000	245,200	273,900	305,400	353,100
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400		61	205,100	246,000	274,900	306,000	353,800
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100		62	206,000	246,900	276,000	306,700	354,500
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800		63	206,900	247,800	276,800	307,400	355,200
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500		64	207,800	248,700	277,900	308,100	355,900
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100		65	208,500	249,500	278,700	308,600	356,500
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600		66	209,300	250,300	279,500	309,100	357,000
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100		67	210,000	251,100	280,300	309,700	357,500
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600		68	210,800	251,800	281,100	310,300	358,000
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000		69	211,200	252,500	281,700	310,900	358,400
70	210,800	252,600	282,100	310,900			70	211,800	253,100	282,500	311,300	
71	211,100	253,000	282,900	311,400			71	212,100	253,500	283,300	311,800	
72	211,700	253,400	283,600	311,900			72	212,600	253,900	284,000	312,300	
73	211,900	253,600	284,400	312,200			73	212,800	254,100	284,800	312,600	
74	212,500	254,000	285,100	312,700			74	213,400	254,500	285,500	313,100	
75	213,000	254,500	285,900	313,200			75	213,900	255,000	286,300	313,600	
76	213,800	255,000	286,700	313,600			76	214,600	255,500	287,100	314,000	
77	214,000	255,400	287,300	313,800			77	214,800	255,800	287,700	314,200	
78	214,700	255,800	287,800	314,100			78	215,500	256,200	288,200	314,500	
79	215,200	256,300	288,300	314,400			79	216,000	256,700	288,700	314,800	
80	215,800	256,800	288,700	314,700			80	216,600	257,200	289,100	315,100	
81	216,500	257,100	289,100	315,000			81	217,300	257,500	289,500	315,400	

82	217,000	257,400	289,500	315,300		82	217,700	257,800	289,900	315,700
83	217,600	257,700	290,000	315,600		83	218,300	258,100	290,400	316,000
84	218,300	258,000	290,500	315,900		84	219,000	258,400	290,900	316,300
85	218,900	258,200	290,900	316,100		85	219,600	258,600	291,300	316,500
86	219,400	258,400	291,500	316,500		86	220,100	258,800	291,800	316,900
87	219,900	258,700	292,100	316,800		87	220,600	259,100	292,500	317,200
88	220,600	259,000	292,700	317,000		88	221,300	259,400	293,100	317,400
89	221,100	259,200	293,000	317,200		89	221,800	259,600	293,400	317,600
90	221,700	259,400	293,500	317,500		90	222,400	259,800	293,800	317,900
91	222,300	259,800	294,000	317,800		91	223,000	260,200	294,400	318,200
92	222,800	260,000	294,400	318,100		92	223,500	260,400	294,800	318,500
93	223,200	260,300	294,800	318,300		93	223,900	260,700	295,200	318,700
94	223,700	260,700	295,300	318,600		94	224,400	261,100	295,700	319,000
95	224,200	261,000	295,800	318,900		95	224,900	261,400	296,200	319,300
96	224,700	261,300	296,300	319,100		96	225,400	261,700	296,700	319,500
97	225,200	261,500	296,600	319,300		97	225,700	261,900	297,000	319,700
98	225,700	261,800	297,000	319,600		98	226,200	262,200	297,400	320,000
99	226,200	262,000	297,500	319,900		99	226,700	262,400	297,900	320,300
100	226,700	262,300	298,000	320,100		100	227,200	262,700	298,400	320,500
101	227,100	262,600	298,400	320,300		101	227,600	263,000	298,800	320,700
102	227,600	262,800	298,800			102	228,100	263,200	299,200	
103	228,200	263,100	299,100			103	228,700	263,500	299,500	
104	228,800	263,400	299,400			104	229,300	263,800	299,800	
105	229,200	263,600	299,700			105	229,700	264,000	300,100	
106	229,700	263,800	300,100			106	230,200	264,200	300,500	
107	230,000	264,100	300,500			107	230,500	264,500	300,900	
108	230,400	264,300	300,900			108	230,900	264,700	301,300	
109	230,600	264,600	301,200			109	231,100	265,000	301,600	
110	231,000	264,900	301,600			110	231,500	265,300	302,000	
111	231,500	265,200	302,000			111	232,000	265,600	302,400	
112	232,000	265,400	302,300			112	232,400	265,800	302,700	
113	232,200	265,600	302,500			113	232,600	266,000	302,900	
114	232,700	265,900	302,800			114	233,100	266,300	303,200	
115	233,200	266,100	303,100			115	233,600	266,500	303,500	
116	233,700	266,300	303,300			116	234,100	266,700	303,700	
117	234,000	266,600	303,500			117	234,400	267,000	303,900	
118	234,400	266,900	303,800			118	234,800	267,300	304,200	
119	234,800	267,200	304,100			119	235,200	267,600	304,500	
120	235,200	267,500	304,300			120	235,600	267,900	304,700	
121	235,600	267,600	304,500			121	236,000	268,100	304,900	
122		267,900	304,800			122		268,300	305,200	
123		268,200	305,100			123		268,600	305,500	
124		268,500	305,300			124		268,900	305,700	
125		268,600	305,500			125		269,100	305,900	

126	268,900	305,800		
127	269,200	306,100		
128	269,500	306,300		
129	269,600	306,500		
130	269,900	306,800		
131	270,200	307,100		
132	270,500	307,300		
133	270,600	307,500		
134	270,900			
135	271,200			
136	271,500			
137	271,600			
再任 用職 員	193,200	204,300	222,300	243,600
				274,300

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、
両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

126	269,300	306,200		
127	269,600	306,500		
128	269,900	306,700		
129	270,100	306,900		
130	270,300	307,200		
131	270,600	307,500		
132	270,900	307,700		
133	271,100	307,900		
134	271,300			
135	271,600			
136	271,900			
137	272,100			
再任 用職 員	193,600	204,700	223,200	244,000
				274,700

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、
両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

現

行

改

正

案

別表第四 速記職給料表 (第一条関係)

別表第四 速記職給料表 (第一条関係)

職 務 の 級 分	職 務 の 級 分	職 務 の 級 分					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	156,800	192,700	228,900	281,900	308,600	326,700
2	2	158,300	194,500	230,500	284,100	310,900	329,000
3	3	159,800	196,300	232,000	286,400	313,100	331,400
4	4	161,400	198,100	233,600	288,600	315,400	333,800
5	5	162,700	199,700	235,100	290,800	317,700	335,900
6	6	164,200	201,500	236,600	293,100	319,900	338,300
7	7	165,700	203,300	237,900	295,300	322,200	340,500
8	8	167,200	205,100	239,300	297,500	324,400	342,900
9	9	168,600	206,800	240,400	299,600	326,600	345,100
10	10	171,300	208,600	242,100	301,800	328,800	347,200
11	11	173,900	210,400	243,900	304,100	331,000	349,600
12	12	176,500	212,200	245,500	306,300	333,200	351,900
13	13	179,200	213,600	247,000	308,500	335,300	354,000
14	14	180,900	215,400	248,900	310,800	337,600	356,300
15	15	182,600	217,100	250,600	313,000	339,800	358,500
16	16	184,300	218,900	252,400	315,300	342,100	360,900
17	17	185,800	220,600	254,100	317,200	343,900	363,000
18	18	187,600	222,300	256,100	319,500	346,100	365,000
19	19	189,400	223,900	258,100	321,700	348,200	368,900
20	20	191,100	225,500	260,200	323,900	350,300	371,800
21	21	192,700	227,000	262,100	326,000	352,200	374,500
22	22	194,200	228,700	264,200	328,100	354,400	376,800
23	23	195,700	230,300	266,300	330,400	356,600	379,200
24	24	197,200	231,900	268,400	332,500	358,500	381,600
25	25	198,500	233,100	270,700	334,300	360,600	383,900
26	26	199,800	234,500	272,900	336,500	363,000	386,400
27	27	201,100	235,800	275,000	338,500	365,400	388,800
28	28	202,400	237,000	277,100	340,700	367,800	391,300
29	29	203,700	238,500	278,900	342,900	370,100	393,400
30	30	205,000	239,700	281,000	345,000	372,200	395,500
31	31	206,300	240,700	283,100	347,200	374,300	397,700
32	32	207,600	241,900	285,000	349,300	376,400	399,700
33	33	208,800	243,100	286,900	351,300	377,400	400,800
34	34	210,100	244,200	289,000	353,300	378,400	402,900

職 務 の 級 分	職 務 の 級 分	職 務 の 級 分					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	158,300	194,000	230,000	282,700	309,300	327,400
2	2	159,800	195,800	231,600	284,900	311,600	329,700
3	3	161,300	197,600	233,100	287,200	313,800	332,100
4	4	162,900	199,400	234,700	289,400	316,100	334,500
5	5	164,200	200,900	236,100	291,600	318,400	336,500
6	6	165,700	202,700	237,600	293,900	320,600	338,900
7	7	167,200	204,500	239,900	296,100	322,900	341,100
8	8	168,700	206,300	240,300	298,300	325,100	343,500
9	9	170,100	207,900	241,300	300,300	327,200	345,700
10	10	172,800	209,700	243,000	302,500	329,400	347,800
11	11	175,400	211,500	244,800	304,800	331,600	350,100
12	12	178,000	213,300	246,400	307,000	333,800	352,400
13	13	180,700	214,700	247,900	309,100	335,800	354,500
14	14	182,400	216,500	249,800	311,400	338,100	356,800
15	15	184,000	218,200	251,500	313,600	340,300	359,000
16	16	185,700	220,000	253,300	315,900	342,600	361,400
17	17	187,200	221,700	255,000	317,800	344,400	363,500
18	18	188,900	223,400	256,900	320,100	346,600	365,900
19	19	190,700	225,000	258,900	322,300	348,700	369,400
20	20	192,400	226,600	261,000	324,500	350,800	372,300
21	21	194,000	228,000	262,900	326,500	352,600	375,000
22	22	195,600	229,700	265,000	328,600	354,800	377,300
23	23	196,900	231,300	267,100	330,900	357,000	379,700
24	24	198,400	232,900	269,200	333,000	358,900	382,100
25	25	199,700	234,000	271,400	334,700	361,000	384,300
26	26	201,000	235,400	273,600	336,900	363,400	386,800
27	27	202,200	236,700	275,700	338,900	365,800	389,200
28	28	203,500	237,900	277,800	341,100	368,200	391,700
29	29	204,800	239,400	279,600	343,300	370,500	393,800
30	30	206,100	240,600	281,700	345,400	372,700	395,900
31	31	207,400	241,800	283,800	347,600	374,700	397,900
32	32	208,700	242,800	285,700	349,700	376,800	400,100
33	33	209,800	244,000	287,500	351,700	377,800	401,200
34	34	211,100	245,000	289,600	353,700	378,800	403,000

73	274,100	349,000	388,400	407,800	441,500	73	274,500	349,400	388,800	408,200	441,900
74	274,400	349,700	389,100	408,200	441,900	74	274,800	350,100	389,500	408,600	442,300
75	274,800	350,300	389,700	408,600	442,200	75	275,200	350,700	390,100	409,000	442,600
76	275,200	351,000	390,100	408,800	442,500	76	275,600	351,400	390,500	409,200	442,900
77	275,500	351,400	390,500	409,100	442,900	77	275,900	351,800	390,900	409,500	443,300
78	275,700	352,000	391,100	409,500		78	276,100	352,400	391,500	409,900	
79	275,900	352,500	391,600	409,900		79	276,300	352,900	392,000	410,300	
80	276,100	353,100	392,100	410,100		80	276,500	353,500	392,500	410,500	
81	276,400	353,600	392,400	410,400		81	276,800	354,000	392,800	410,800	
82	276,700	354,300	393,000	410,800		82	277,100	354,700	393,400	411,200	
83	277,000	355,000	393,500	411,200		83	277,400	355,400	393,900	411,600	
84	277,300	355,600	394,000	411,400		84	277,700	356,000	394,400	411,800	
85	277,500	355,900	394,200	411,700		85	277,900	356,300	394,600	412,100	
86	277,800	356,400				86	278,200	356,800			
87	278,100	357,000				87	278,500	357,400			
88	278,500	357,400				88	278,900	357,800			
89	278,800	358,000				89	279,200	358,400			
90	279,100	358,500				90	279,500	358,900			
91	279,300	359,100				91	279,700	359,500			
92	279,600	359,600				92	280,000	360,000			
93	279,900	360,000				93	280,300	360,400			
94	280,100	360,400				94	280,500	360,800			
95	280,400	360,900				95	280,800	361,300			
96	280,700	361,300				96	281,100	361,700			
97	280,900	361,700				97	281,300	362,100			
98	281,200	362,300				98	281,600	362,700			
99	281,600	362,800				99	282,000	363,200			
100	281,900	363,200				100	282,300	363,600			
101	282,100	363,600				101	282,500	364,000			
102	282,300	364,100				102	282,700	364,500			
103	282,600	364,600				103	283,000	365,000			
104	282,800	365,100				104	283,200	365,500			
105	283,100	365,600				105	283,500	366,000			
106	283,400	366,100				106	283,800	366,500			
107	283,700	366,600				107	284,100	367,000			
108	283,900	367,100				108	284,300	367,500			
109	284,200	367,600				109	284,600	368,000			
110	284,600	368,100				110	285,000	368,500			
111	285,000	368,500				111	285,400	368,900			
112	285,300	368,900				112	285,700	369,300			

再任 用職 員	113	182,400	285,500	369,400	309,000	338,100	371,000
---------------	-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、阿蘇院の議長が協議して定めるものに適用する。

再任 用職 員	113	182,800	285,900	369,800	309,400	338,500	371,400
---------------	-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、阿蘇院の議長が協議して定めるものに適用する。

現

行

改

正

案

別表第五 議院警察職給料表 (第一条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	1	166,200	208,200	248,300	292,800	323,000	346,800
	2	168,100	210,200	250,100	294,800	325,300	349,000
	3	170,100	212,200	251,900	296,900	327,700	351,300
	4	172,000	214,200	253,700	299,200	329,900	353,500
5	5	173,900	216,200	255,400	301,200	332,000	355,500
	6	175,900	218,200	257,200	303,400	334,200	357,500
	7	177,800	220,200	258,800	305,500	336,500	359,800
	8	179,800	222,100	260,500	307,700	338,700	362,000
9	9	181,700	224,200	261,800	309,800	340,800	363,800
	10	183,500	226,000	263,400	311,900	343,100	366,000
	11	185,300	227,800	264,700	314,100	345,300	368,000
	12	187,100	229,600	266,000	316,100	347,500	370,200
13	13	189,000	231,500	267,600	318,400	349,700	372,100
	14	191,300	233,400	269,000	320,700	351,800	374,200
	15	193,600	235,300	270,100	322,900	353,300	376,300
	16	195,900	237,200	271,400	325,100	355,100	378,400
17	17	198,100	239,800	272,300	327,000	358,200	380,000
	18	200,700	242,700	273,700	329,300	360,300	382,100
	19	203,200	245,600	275,100	331,400	362,400	384,100
	20	205,700	248,500	276,500	333,700	364,600	386,200
21	21	208,000	246,100	277,800	335,900	366,300	388,300
	22	209,800	247,600	279,200	338,000	368,300	390,500
	23	211,600	249,500	280,500	340,200	370,200	392,700
	24	213,400	250,300	282,000	342,300	372,300	394,800
25	25	215,300	251,800	283,200	344,100	373,900	396,700
	26	217,200	253,100	285,200	346,300	376,000	398,800
	27	219,100	254,400	287,300	348,300	378,100	401,000
	28	220,900	255,600	289,400	350,400	380,200	403,200
29	29	222,600	256,900	291,400	352,200	382,300	405,100
	30	224,400	258,100	293,400	354,400	384,400	407,100
	31	226,200	259,500	295,200	356,400	386,500	409,000
	32	228,000	260,700	297,100	358,500	388,500	410,800
33	33	229,700	261,300	298,900	360,100	390,700	412,600
	34	231,400	262,600	300,800	362,100	392,800	414,200
	35	233,100	263,800	302,800	364,000	394,900	415,800
	36	234,800	265,100	304,700	366,100	396,800	417,400
37	37	236,200	266,000	306,400	368,100	398,500	419,000
	38	238,000	267,200	308,500	370,300	400,400	420,800
	39	239,800	268,200	310,600	372,400	402,100	422,600
	40	241,600	269,200	312,500	374,400	403,900	424,400
41	41	243,000	270,600	314,300	376,400	405,300	426,200
	42	244,500	272,000	316,300	378,500	407,500	428,000
	43	245,800	273,300	318,400	380,600	409,200	429,800
	44	247,200	274,500	320,500	382,600	409,600	431,200

別表第五 議院警察職給料表 (第一条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	1	167,900	209,900	249,600	293,900	324,000	347,600
	2	169,800	211,900	251,400	295,900	326,300	349,800
	3	171,800	213,900	253,200	298,000	328,700	352,100
	4	173,700	215,900	255,000	300,300	330,900	354,300
5	5	175,600	217,900	256,700	302,200	332,900	356,300
	6	177,600	219,700	258,500	304,400	335,100	358,400
	7	179,500	221,700	260,100	306,500	337,400	360,600
	8	181,500	223,600	261,800	308,700	339,600	362,800
9	9	183,500	225,700	263,100	310,700	341,600	364,500
	10	185,200	227,500	264,700	312,800	343,900	366,700
	11	187,000	229,300	266,000	315,000	346,100	368,700
	12	188,800	231,100	267,300	317,000	348,400	370,900
13	13	190,700	232,900	268,700	319,300	350,500	372,700
	14	193,000	234,800	270,100	321,600	352,600	374,800
	15	195,300	236,700	271,200	323,800	354,800	376,900
	16	197,600	238,600	272,500	326,000	356,900	378,900
17	17	199,800	240,100	273,300	327,800	358,900	380,500
	18	202,400	242,000	274,700	330,100	361,000	382,600
	19	204,900	243,900	276,100	332,200	363,100	384,600
	20	207,400	245,800	277,500	334,500	365,300	386,700
21	21	209,700	247,400	278,800	336,600	366,900	388,700
	22	211,500	248,900	280,200	338,700	369,000	390,900
	23	213,300	250,200	281,500	340,900	370,700	393,100
	24	215,100	251,600	283,000	343,000	372,800	395,200
25	25	217,000	253,100	284,200	344,800	374,400	397,100
	26	218,700	254,300	286,100	347,000	376,500	399,200
	27	220,600	255,600	288,200	349,000	378,600	401,400
	28	222,400	256,800	290,300	351,100	380,700	403,600
29	29	224,100	258,000	292,300	352,800	382,700	405,500
	30	225,900	259,200	294,300	355,000	384,800	407,500
	31	227,700	260,600	296,100	356,900	386,900	409,400
	32	229,500	261,800	298,000	359,100	389,000	411,300
33	33	231,100	262,300	299,700	360,500	391,100	413,000
	34	233,800	263,600	301,500	362,500	393,200	414,600
	35	235,500	264,800	303,500	364,400	395,300	416,200
	36	236,200	266,100	305,500	366,500	397,200	417,800
37	37	237,400	267,000	307,200	368,500	398,900	419,400
	38	239,200	268,200	309,300	370,800	401,200	421,000
	39	241,000	269,200	311,400	372,800	402,500	423,000
	40	242,800	270,200	313,300	374,800	404,300	424,800
41	41	244,200	271,600	315,000	376,800	405,700	426,600
	42	245,700	272,900	317,100	378,900	407,200	428,300
	43	247,000	274,200	319,100	381,000	409,000	430,000
	44	248,400	275,400	321,200	383,000	410,000	431,600

45	248,500	275,800	322,200	384,300	411,100	432,600	276,700	322,900	384,700	411,500	433,000
46	249,800	277,800	324,200	386,100	412,800	433,900	278,300	324,900	386,500	413,200	434,300
47	251,000	279,000	326,200	387,800	414,400	435,300	279,900	326,900	388,200	414,800	435,700
48	252,200	280,700	328,100	389,600	416,100	436,600	281,500	328,800	390,000	416,500	437,000
49	253,400	282,600	329,800	391,000	417,600	437,600	283,400	330,400	391,400	418,000	438,000
50	254,500	284,400	331,600	392,600	418,700	438,500	285,200	332,200	393,600	419,100	439,000
51	255,700	286,200	333,300	394,200	419,800	439,400	287,000	333,900	394,800	420,200	439,800
52	256,800	287,700	335,300	395,800	420,800	440,200	288,500	335,900	396,200	421,200	440,600
53	257,600	289,400	336,900	397,700	421,600	441,200	290,200	337,500	398,100	422,000	441,600
54	258,700	291,300	338,800	399,300	422,500	441,600	292,100	339,400	399,700	422,900	442,000
55	259,900	293,100	340,700	400,900	423,400	441,800	293,900	341,200	401,300	423,800	442,500
56	261,000	294,900	342,700	402,600	424,200	442,100	295,700	343,200	403,000	424,600	442,800
57	261,900	296,500	344,000	404,400	424,800	442,400	297,200	344,400	404,800	425,200	443,100
58	263,100	298,200	346,000	406,700	425,300	442,700	298,900	346,400	406,100	425,400	443,400
59	264,100	300,000	347,900	407,100	426,000	443,000	300,700	348,300	407,500	426,400	443,700
60	265,200	301,800	349,800	408,400	426,800	443,300	302,500	350,200	408,800	427,200	443,900
61	266,400	303,300	351,600	409,400	427,200	443,500	304,000	352,000	409,800	427,600	443,900
62	267,400	305,100	353,800	410,500	427,800	443,900	305,800	354,200	410,900	428,200	444,300
63	268,800	306,900	356,000	411,600	428,300	444,300	307,600	356,400	412,000	428,700	444,700
64	270,000	308,600	358,200	412,700	428,800	444,700	309,300	358,600	413,100	429,200	445,100
65	271,000	310,000	360,100	413,400	429,300	444,900	310,600	360,500	413,800	429,700	445,300
66	272,600	311,700	362,200	414,400	429,900	445,200	312,300	362,600	414,800	430,300	445,600
67	274,000	313,100	364,200	415,400	430,300	445,600	314,000	364,900	415,800	430,700	446,000
68	275,600	314,800	366,300	416,300	430,800	445,800	315,700	366,700	416,700	431,200	446,200
69	277,200	316,200	368,000	417,100	431,000	446,000	316,800	368,400	417,500	431,400	446,400
70	278,800	317,700	369,500	417,600	431,300	446,300	318,300	369,900	418,000	431,700	446,700
71	280,400	319,200	370,900	418,200	431,600	446,700	319,700	371,300	418,600	432,000	447,100
72	281,900	320,800	372,400	418,700	431,900	447,000	321,300	372,800	419,100	432,300	447,400
73	283,300	321,800	373,600	419,300	432,300	447,200	323,800	374,000	419,700	432,700	447,600
74	284,700	323,400	374,800	419,700	432,600	447,400	325,800	375,200	420,100	433,000	447,800
75	286,200	325,000	376,100	420,200	432,900	447,600	327,000	376,500	420,600	433,300	448,200
76	287,600	326,600	377,400	420,700	433,200	448,100	327,000	377,800	421,100	433,600	448,500
77	289,200	328,400	378,700	421,100	433,500	448,300	328,800	379,100	421,500	433,900	448,700
78	290,700	330,100	380,000	421,600	433,800	448,500	329,400	380,400	422,000	434,200	448,900
79	292,200	331,700	381,300	422,200	434,100	448,800	330,500	381,700	422,600	434,500	449,300
80	293,500	333,300	382,600	422,700	434,400	449,200	331,700	383,100	423,100	434,800	449,600
81	295,100	335,000	383,700	422,900	434,700	449,400	335,400	384,100	423,300	435,100	449,800
82	296,500	336,700	385,000	423,500	434,900	449,600	337,100	385,600	423,900	435,300	450,000
83	298,000	338,300	386,200	424,000	435,200	450,000	338,700	386,500	424,400	435,600	450,400
84	299,500	340,000	387,500	424,200	435,400	450,300	340,400	387,900	424,600	435,800	450,700
85	300,500	341,400	388,700	424,400	435,700	450,500					
86	302,000	342,900	389,500	424,900	435,900						
87	303,200	344,400	390,200	425,200	436,200						
88	304,700	345,900	391,000	425,500	436,400						
89	306,000	347,100	391,600	425,800	436,700						
90	307,400	348,300	392,300	426,200	436,900						
91	308,600	349,600	393,000	426,600	437,200						
92	310,000	350,900	393,700	427,000	437,400						
93	311,000	352,400	394,300	427,300	437,700						
94	312,500	353,900	394,800								
95	313,800	355,400	395,400								
96	315,300	356,900	395,900								
97	316,800	358,200	396,500								
98	318,500	359,900	397,500								
99	319,700	360,500	397,900								
100	321,200	361,700	398,000								

45	249,700	276,700	322,900	384,700	411,500	433,000
46	251,000	278,300	324,900	386,500	413,200	434,300
47	252,200	279,900	326,900	388,200	414,800	435,700
48	253,400	281,500	328,800	390,000	416,500	437,000
49	254,500	283,400	330,400	391,400	418,000	438,000
50	255,700	285,200	332,200	393,600	419,100	439,000
51	256,800	287,000	333,900	394,800	420,200	439,800
52	257,900	288,500	335,900	396,200	421,200	440,600
53	258,600	290,200	337,500	398,100	422,000	441,600
54	259,700	292,100	339,400	399,700	422,900	442,000
55	260,800	293,900	341,200	401,300	423,800	442,500
56	262,000	295,700	343,200	403,000	424,600	442,800
57	262,900	297,200	344,400	404,800	425,200	443,100
58	264,100	298,900	346,400	406,100	425,400	443,400
59	265,100	300,700	348,300	407,500	426,400	443,700
60	266,200	302,500	350,200	408,800	427,200	443,900
61	267,400	304,000	352,000	409,800	427,600	443,900
62	268,300	305,800	354,200	410,900	428,200	444,300
63	269,700	307,600	356,400	412,000	428,700	444,700
64	270,900	309,300	358,600	413,100	429,200	445,100
65	271,900	310,600	360,500	413,800	429,700	445,300
66	273,500	312,300	362,600	414,800	430,300	445,600
67	274,900	314,000	364,900	415,800	430,700	446,000
68	276,400	315,700	366,700	416,700	431,200	446,200
69	278,000	316,800	368,400	417,500	431,400	446,400
70	279,600	318,300	369,900	418,000	431,700	446,700
71	281,200	319,700	371,300	418,600	432,000	447,100
72	282,700	321,300	372,800	419,100	432,300	447,400
73	284,100	322,200	374,000	419,700	432,700	447,600
74	285,500	323,800	375,200	420,100	433,000	447,800
75	287,000	325,300	376,500	420,600	433,300	448,200
76	288,400	327,000	377,800	421,100	433,600	448,500
77	289,900	328,800	379,100	421,500	433,900	448,700
78	291,400	330,500	380,400	422,000	434,200	448,900
79	293,000	332,100	381,700	422,600	434,500	449,300
80	294,600	333,700	383,100	423,100	434,800	449,600
81	295,800	335,400	384,100	423,300	435,100	449,800
82	297,200	337,100	385,600	423,900	435,300	450,000
83	298,700	338,700	386,500	424,400	435,600	450,400
84	300,200	340,400	387,900	424,600	435,800	450,700
85	301,100	341,800	389,100	424,800	436,100	450,900
86	302,600	343,300	390,900	425,300	436,300	
87	303,800	344,800	393,600	425,600	436,600	
88	305,300	346,300	391,400	425,900	436,800	
89	306,600	347,500	392,700	426,200	437,100	
90	308,000	348,700	394,000	426,600	437,300	
91	309,100	350,000	393,400	427,000	437,600	
92	310,500	351,300	394,100	427,400	437,800	
93	311,400	352,800	394,700	427,700	438,100	
94	312,900	354,300	395,200			
95	314,200	355,800	395,800			
96	315,700	357,300	396,300			
97	317,200	358,600	396,900			
98	318,700	359,800	397,300			
99	320,100	360,900	397,900			
100	321,600	362,100	398,400			

101	322,500	362,700	398,500			
102	323,800	363,800	399,900			
103	325,200	364,900	399,400			
104	326,500	366,100	399,800			
105	327,700	367,200	400,100			
106	328,000	367,700	400,500			
107	330,300	368,300	401,000			
108	331,600	368,900	401,300			
109	333,000	369,500	401,800			
110	333,900	370,000	402,300			
111	335,000	370,500	402,800			
112	336,200	371,000	403,300			
113	337,300	371,500	403,500			
114	338,400	371,900	404,000			
115	339,400	372,500	404,500			
116	340,500	373,000	405,000			
117	341,700	373,400	405,200			
118	342,700	373,900	405,700			
119	343,700	374,500	406,200			
120	344,600	374,900	406,700			
121	345,500	375,100	407,000			
122	346,400	375,600	407,500			
123	347,400	376,000	407,900			
124	348,400	376,300	408,400			
125	349,400	376,900	408,700			
126	349,900	377,400				
127	350,500	377,900				
128	351,100	378,400				
129	351,400	378,700				
130	351,800	379,200				
131	352,300	379,700				
132	352,700	380,200				
133	353,100	380,500				
134	353,500	381,000				
135	354,000	381,400				
136	354,400	381,800				
137	354,800	382,100				
138	355,200	382,600				
139	355,600	383,100				
140	356,000	383,600				
141	356,200	383,900				
142	356,700					
143	357,100					
144	357,400					
145	357,700					
146	358,100					
147	358,600					
148	359,100					
149	359,400					
150	359,900					
151	360,400					
152	360,900					
153	361,200					
在 用 風	252,800	257,800	284,700	309,400	327,100	353,800

101	322,900	363,100	398,900			
102	324,200	364,200	399,300			
103	325,600	365,300	399,800			
104	326,900	366,500	400,200			
105	328,100	367,600	400,500			
106	329,400	368,100	400,900			
107	330,700	368,700	401,400			
108	332,000	369,300	401,700			
109	333,400	369,900	402,200			
110	334,300	370,400	402,700			
111	335,400	370,900	403,200			
112	336,600	371,400	403,700			
113	337,700	371,900	403,900			
114	338,800	372,300	404,400			
115	339,800	372,900	404,900			
116	340,900	373,400	405,400			
117	342,100	373,800	405,600			
118	343,100	374,300	406,100			
119	344,100	374,900	406,600			
120	345,000	375,300	407,100			
121	346,900	375,500	407,400			
122	346,800	376,000	407,900			
123	347,800	376,400	408,300			
124	348,800	376,700	408,800			
125	349,800	377,300	409,100			
126	350,300	377,800				
127	350,900	378,300				
128	351,500	378,800				
129	351,800	379,100				
130	352,200	379,600				
131	352,700	380,100				
132	353,100	380,600				
133	353,500	380,900				
134	353,900	381,400				
135	354,400	381,800				
136	354,800	382,200				
137	355,200	382,500				
138	355,600	383,000				
139	356,000	383,500				
140	356,400	384,000				
141	356,600	384,300				
142	357,100					
143	357,500					
144	357,800					
145	358,100					
146	358,500					
147	359,000					
148	359,500					
149	359,800					
150	360,300					
151	360,800					
152	361,300					
153	361,600					
在 用 風	253,200	258,200	285,100	309,800	327,500	354,200

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

○ 国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)(第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

行

第七条の三 (略)

第七条の三 (同上)

② 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)については百分の百六十七・五、それ以外の国会職員については百分の百三十(行政職給料表(一)の適用を受ける国会職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては百分の百十、指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては百分の七十)を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

② 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)については、六月に支給する場合には百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百七十七・五を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五を乗じて得た額(行政職給料表(一)の適用を受ける国会職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては六月に支給する場合には百分の六十二・五、十二月に支給する場合には百分の七十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〇四 (略)

一〇四 (同上)

③ 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の

③ 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十」と、「百

七十」とあるのは「百分の三十七・五」とする。

④⑤⑥ (略)

第七条の四 (略)

② 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴追委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の国会職員のうち再任用職員以外の国会職員 次に掲げる国会職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五(特定管理職員にあつては、百分の百十二・五)を乗じて得た額の総額

④⑤⑥ (同上)

第七条の四 (同上)

② (同上)

分の百二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の七十二・五」とあるのは「百分の四十二・五」とする。

一 (同上)

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の九十(特定管理職員にあつては、百分の百十)、十二月に支給する場合には百分の九十五(特定管理職員にあつては、百分の百十五)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職員
員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の九十七・五を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 次に掲げる国会職員の区分に応じ、それぞれに定める額
イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員
当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五(特定管理職員にあつては、百分の五十五)を乗じて得た額の総額

③ 口 (略)
④ (略)

○ 特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定(第三
条関係)

改正案

(給与に関する特例)

第二条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号	給	給料月額 円
1		374,000
2		422,000
3		472,000
4		533,000
5		608,000
6		710,000
7		830,000

2 5 (略)

(給与規程の適用除外等)

第三条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与規程第七條の二第一項及び第三項、第七條の三第二項並びに第七條の五第三項の規定の適用については、給与規程第七條の二第一項中「管

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職員
員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百を乗じて得た額の総額

二 (同上)

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員
当該国会職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の四十二・五(特定管理職員にあつては、百分の五十二・五)、十二月に支給する場合には百分の四十七・五(特定管理職員にあつては、百分の五十七・五)を乗じて得た額の総額

③ 口 (同上)
④ (同上)

(傍線部分は改正部分)

現行

(給与に関する特例)

第二条 (同上)

号	給	給料月額 円
1		373,000
2		421,000
3		471,000
4		532,000
5		607,000
6		709,000
7		829,000

2 5 (同上)

(給与規程の適用除外等)

第三条 (同上)

2 特定任期付職員に対する給与規程第七條の二第一項及び第三項、第七條の三第二項並びに第七條の五第三項の規定の適用については、給与規程第七條の二第一項中「管

理監督職員又は」とあるのは「管理監督職員(特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)第二条第一項の給料表の適用を受ける国会職員を含む。以下「管理監督職員等」という。)又は」と、同条第三項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」と、給与規程第七條の三第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十」と、給与規程第七條の五第三項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

○ 特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定(第四
条関係)

改正案

(給与規程の適用除外等)

第三条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与規程第七條の二第一項及び第三項、第七條の三第二項並びに第七條の五第三項の規定の適用については、給与規程第七條の二第一項中「管理監督職員又は」とあるのは「管理監督職員(特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)第二条第一項の給料表の適用を受ける国会職員を含む。以下「管理監督職員等」という。)又は」と、同条第三項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」と、給与規程第七條の三第二項中「百分の百三十三」とあるのは「百分の百六十七・五」と、給与規程第七條の五第三項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

理監督職員又は」とあるのは「管理監督職員(特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)第二条第一項の給料表の適用を受ける国会職員を含む。以下「管理監督職員等」という。)又は」と、同条第三項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」と、給与規程第七條の三第二項中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十五」と、給与規程第七條の五第三項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

現行

(給与規程の適用除外等)

第三条 (同上)

2 特定任期付職員に対する給与規程第七條の二第一項及び第三項、第七條の三第二項並びに第七條の五第三項の規定の適用については、給与規程第七條の二第一項中「管理監督職員又は」とあるのは「管理監督職員(特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)第二条第一項の給料表の適用を受ける国会職員を含む。以下「管理監督職員等」という。)又は」と、同条第三項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」と、給与規程第七條の三第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十」と、給与規程第七條の五第三項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

十一月二十八日(水)の議事予定
裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件
裁判官訴追委員

片山さつき君(自)
宮沢 洋一君(自)
同 予備員 上野 通子君(自)(第一順位)
裁判官訴追委員等各種委員の選挙
選 任
裁判官訴追委員

磯崎 陽輔君(自)
古川 俊治君(自)
同 予備員 石井 浩郎君(自)(第一順位)
檢察官適格審査会委員

西田 昌司君(自)
大野 元裕君(民)
同 予備委員 岩井 茂樹君(自)(西田昌司君の予備委員)
田村 智子君(共)(大野元裕君の予備委員)
日本ユネスコ国内委員会委員
神本美恵子君(立)

国土審議会委員
山本 一太君(自)
山本 香苗君(公)
国土開発幹線自動車道建設会議委員
舟山 康江君(民)

国家公務員等の任命に関する件(同意)
検査官 岡村 肇君
個人情報保護委員会委員長 嶋田実名子君
同 委員 中村 玲子君
同 小川 克彦君
同 藤原 静雄君
同 堀場 勇夫君
地方財政審議会委員 植木 利幸君
同 野坂 雅一君
同 星野菜穂子君

同 宗田 友子君
公安審査委員会委員 外井 浩志君

同 遠藤みどり君
中央労働委員会公益委員 杉原 麗君
日程第一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
付 論 清水 貴之君(維) 五分

日程第三 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第四 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(緊急上程予定)
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
趣旨説明 山下法務大臣

質 疑 石川 博崇君(公) 一〇分
石橋 通宏君(立) 一五分
大野 元裕君(民) 一〇分
仁比 聡平君(共) 一〇分
石井 苗子君(維) 一〇分

十一月二十八日日本委員会に左の案件が付託された。
一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律
第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の九十」を「六月に支給するときは百分の九十、十二月に支給するときは百分の九十五」に改め、同項第二号中「百分の七十二」を「六月に支給するときは百分の七十二、十二月に支給するときは百分の七十六」に改め、同項第三号中「百分の五十四」を「六月に支給するときは百分の五十四、十二月に支給するときは百分の五十七」に改め、同項第四号中「百分の二十七」を「六月に支給するときは百分の二十七、十二月に支給するときは百分の二十八・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。
別表第一(第三条関係)

級	号 給	給 料 月 額
一	一	三四四、三〇〇円
	二	三六二、二〇〇円
	三	四一七、四〇〇円
	四	四二七、四〇〇円
	五	四三七、四〇〇円
	六	四四七、四〇〇円
	七	四五七、五〇〇円
	八	四六七、五〇〇円
	九	四七七、五〇〇円
	一〇	四八四、二〇〇円
二	一	四九〇、九〇〇円
	二	五〇八、七〇〇円
	三	五一九、六〇〇円
	四	五二六、八〇〇円
三	一	五三四、〇〇〇円
	二	五三〇、〇〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号 給	給 料 月 額
一	一	二六八、九〇〇円
	二	二七三、三〇〇円

三	二				三〇七、五〇〇円
	一				三一四、九〇〇円
	二				三二二、三〇〇円
	三				三二九、六〇〇円
	四				三三七、〇〇〇円
三	五				三六四、五〇〇円
	一				三七二、六〇〇円
	二				三八〇、八〇〇円
	三				三八九、〇〇〇円
	四				三九四、四〇〇円

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「六月に支給するときは百分の九十、十二月に支給するときは百分の九十五」を「百分の九十二・五」に改め、同項第二号中「六月に支給するときは百分の七十二、十二月に支給するときは百分の七十六」を「百分の七十四」に改め、同項第三号中「六月に支給するときは百分の五十四、十二月に支給するときは百分の五十七」を「百分の五十五・五」に改め、同項第四号中「六月に支給するときは百分の二十七、十二月に支給するときは百分の二十八・五」を「百分の二十七・七五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(次項において「改正後の秘書給与法」という。)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。